## 質疑応答書

番号	仕様書頁等	質	問		口	答
1		落札結果の公表は はなしという認識			お見込みのとお	<b>さりです</b> 。
2	その他 (3)		無は無とあり ては、契約書 おり、協議	)ますが、 書(案)第	議不可ですが、契	契約手続に関しては協 対締結後、契約書第1 づく協議は可能です。
3	(4)		「辞退」と則	記した入	封筒に入れ、1回	情に「辞退」と明記して 目の入札書の封筒と合 ご郵送してください。3 ☆は不要です。
4	(4)	(4) に「入札公	告の日から見に名の日からも、名の日からは一日では一日では一日では一日では一日では一日では一日では一日では一日では一日で	利営して仮結停ど く 罰ま停はな、決となっ の側で止競い入定なり た 違	名停止の措置を受 該落札決定の取消	約の締結まので間に指 さけたことをもって、当 肖しは行いません。
5		定める電気契約要 がある場合、乙は	の契約の締結 綱・標準標金 甲(入札実施 の電気契約要	き後、乙の ☆表に変更 機関)へ通 長綱・標準	約書 に記載がない事 結後、契約書第1 議は可能です。な 契約書第2条第2	更はできませんが、契 事項については、契約締 8条第1項に基づく協 お、契約金額の改定は、 2項の規定に基づく協 よります。

1			
6	入札付属書	入札金額の積算に伴う端数処理につい	① 基本料金の積算について力率割
		て、以下の認識で相違ありませんか。	引を適用するのであれば、それに基づく
		①基本料金、月額(1)欄は力率割引(仕	積算をしてください。
		様書記載の標準力率100%)を適用し	②・③ 入札説明書9(3)エ(注)
		た積算後の金額を記載する。	2ただし書きに記載しているとおり、各
		②各月の基本料金と電力量料金の小計	月の基本料金と電力量料金の合計から
		(1)(2)においては、小数点以下第2	割引料金を控除した合計金額に1円未
		位まで保持(小数点以下第3位を四捨五	満の端数があるときには、その全部を切
		入) し、月額合計金額は円未満を切捨す	り捨てた金額を記入してください。
		る。	
		③月別合計金額に1円未満の端数がある	
		場合は、円未満切捨てする。	
7	入札説明書9	供給期間中において燃料費等調整を行わ	燃料費等調整の実施については、契約
	(11)	ない(燃料費等調整額を請求しない)メニ	書第10条第3項に記載のとおりであ
			り、燃料費等調整を行わないことは可能
		 (上記が可能の場合)現在の入札仕様書で	です。
		」 は、燃料費等調整額を請求しない)料金	また、入札価格の算定に当たっては入
		で落札者を決定すると規定されておりま	札説明書9(11)に記載のとおり、燃料
		<del>,</del>	費等調整額は入札金額に含みません。
		一方で、燃料費等調整制度は各社・各メ	
		ニューで異なり、ご請求時には事業者ご	
		とに異なる価格の燃料費等調整額が加算	
		または減算される(燃料費等調整自体が	
		ない場合もある)ことから、実際のご負担	
		となる燃料費等調整額込みの料金では、	
		必ずしも落札者が最安とならないケース	
		が考えられます。	
		そのため、落札者の決定に当たり、各社	
		の至近の燃料費等調整額の実績を参照す	
		る等、燃料費等調整額制度の違いを考慮	
		していただけますでしょうか。	

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。